

## 第4回 京葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会 議事概要

平成28年3月10日（木）15：00～  
アパホテル＆リゾート幕張東京ベイ幕張  
東京ベイ幕張ホール

### 1. 開 会

### 2. 議 事

#### （1）タクシー事業の現状について

オブザーバー・千葉運輸支局輸送監査担当尾崎首席より資料1『タクシー事業の現状について』に基づき説明。  
(千葉運輸支局 尾崎首席)

榛澤会長・ただいま千葉運輸支局より『タクシー事業の現状について』ご説明がありましたが、ご意見やご質問がございましたら、よろしくお願い致します。

<・・委員より意見無し・・>

#### （2）タクシー事業の適正化と活性化に係る改正特措法施行後の取組み状況について

事務局・資料2の『タクシー事業の適正化と活性化に係る改正特措法施行後の取組み状況について』に基づき説明。

榛澤会長・ただいま事務局より『改正特措法施行後の取組み状況について』ご説明がありましたが、ご意見やご質問がございましたら、よろしくお願い致します。

自交総連・ただ今のご説明についても当然ではありますが、タクシー労働実態をおわかりになつてない方が多いのではないだろうかと思います。私共タクシー労働者は、50年前は公務員の給与より高額でした。しかし、現在は300万円台。生活が出来るか出来ないかという状況に追い込まれて、スピードアップ、オーバー労働で働くなければならず、実際に働いても300万円

台であります。そういう点をご理解頂きたく思います。また、高齢者運転手についても、今のタクシー業界は、高齢者運転手により助かっているのではないか、と思います。そうでなくとも、高齢者に二種免許を取得させて働かせている会社も多いです。わたくしは若手労働者を集める工夫を業界が考えるべきだと思います。若手労働者が集まらない理由は、年収が非常に低い、スピードアップ、オーバー労働で働かなければ生活賃金が得られず、その結果、事故が発生することで若手労働者が集まらないのだと思います。こういった点で、労働条件の問題を加味して考えて頂きたいです。

わたくし共の義務は、お客様の安全、歩行者の安全、そしてサービスです。とある報道では、若手労働者を集めるのに二種免許取得を緩和しようとありました。しかし、二種免許を強化しても事故が発生しないような状況を作り出すのが協会のやり方だと思います。

榛澤会長

- ・ご要望ありがとうございます。労働実態の説明と、それに対するご理解とご協力とのことでしたので、今後もよろしくお願ひ致します。

平成26年2月20日に準特定地域として、第一回の協議会を開催し、2年ほど経過いたしました。先ほど事務局より、改正特措法施行後に業界が取り組んだ活性化についての様々な取組みの紹介がありました。この活性化については今後とも引き続き継続していく必要があると考えておりますので、皆様のご協力をお願い致します。

### (3) 特定地域の指定について

事務局

- ・資料3-1をご覧ください。昨年12月25日付で関東運輸局長より当協議会の榛澤会長あてに『特定地域の指定について』文書が発出されました。これは「特定地域の指定基準等について（平成27年1月30日公示）」に基づき該当状況を確認したところ京葉地区においてこの指定基準1.（6）を除いて全て適合しているという事でございます。

指定基準1.（6）については正にこの協議会での同意が必要という事でございますので各委員の皆様にお諮りをしたいと存じます。

皆様にお諮りする前に、オブザーバーとして出席いただいたおります千葉運輸支局より通達等の内容について説明をお願い

致します。

オブザーバー  
(千葉運輸支局  
尾崎首席)

- ・千葉運輸支局輸送監査担当尾崎首席より『参考資料』に基づき説明。

榛澤会長

- ・ありがとうございました。  
　　昨年12月25日付けの関東運輸局長からの文書の中で、「特定地域の指定に関する議論を行うにあたっては、特定地域に指定された場合の法的効果に鑑み、利用者の意向を十分踏まえた上で議論を行うように」とありました。この件に関して事務局よりお願い致します。

事務局

- ・資料3-2『タクシー利用者の意向の把握等のアンケート調査結果について』に基づき説明。

榛澤会長

- ・ありがとうございました。只今の説明に関しましてのご質問、ご意見がございましたら、よろしくお願ひ致します。

武藤自動車  
武藤委員

- ・全体において回答数が103であるのに対して、11ページ、12ページ(問18、19)だけ回答数が増えているのは何故でしょうか。また、タクシーが多いと感じるか、少ないと感じるかという内容で時間帯別でアンケートを取ってありますが、多いと感じている人が多いのか、少ないと感じている人が多いのか、という取り方ではなかったのでしょうか。

事務局

- ・回答数に関しては、複数回答可としているため、回答者数より多くなる場合があります。アンケートに関しては、多いと感じている人が多いのか、少ないと感じている人が多いのか、という確認ではありません。

榛澤会長

- ・ありがとうございました。ほかにございますか。

<・・委員より意見無し・・>

・それでは議決に入る前に、議決方法について事務局よりお願ひ致します。

事務局

- ・議決方法についてご説明致します。参考資料の19ページ『京葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱』の中程、第5条第11項(4)をご覧ください。今回、特定地域の指定

を受けるか否かの内容となるため（1）～（3）以外の議決に該当致します。ここに記載のあるとおり①～③全てを満たす場合、合意となります。

①：当協議会の榛澤会長及び事務局長（千葉県タクシー協会会長）が合意していること。

②：特定地域の指定に合意するタクシー事業者が京葉交通圏内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が京葉交通圏内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

③：①及び②以外の構成員において、第4条第1項（3）に掲げる構成員（労働組合等）はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員（地域住民、千葉県警、千葉労働局、JR東日本千葉支社、千葉県タクシー運転者登録センター）については、各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意していることとなります。

議決について、でございますが、榛澤会長、事務局長及びタクシー事業者以外の構成員の皆様におかれましては、同意、非同意について拳手にてお願いをしたいと存じますがよろしいでしょうか？

<・・委員同意・・>

榛澤会長　・ありがとうございました。それでは議決を行いますが、まず始めにタクシー事業者の意向について事務局より報告をお願いいたします。

事務局　・タクシー事業者の意向についてご報告致します。当該地区には協議会構成員である法人タクシー事業者が34者、また、個人タクシー事業者が376者（H28.3.10現在）ございますが、すべての事業者についてこの場で議決をとる事が不可能な状況でありますので、事務局より事前に該当する全事業者に対し、書面にて特定地域の指定を「希望する」、「希望しない」の意向を確認するための調査を実施し、回答をいただいておりますのでご報告させて頂きます。

本日現在の京葉地区の協議会構成員の車両数は、法人タクシー事業者が保有する一般タクシー車両1,507両、その他ハイヤー車両7両、また、個人タクシー事業者が保有する車両376両、合計1,890両となります。そのうち「特定地域の指定を希望する」と回答した車両数は1,390両（全車両数の73.5%）、「特定地域の指定を希望しない」と回答した車両

数は498両（全車両数の26.3%）、また、回答を棄権した車両数が2両でございましたのでご報告致します。

榛澤会長

- ・ただいま事務局より報告がありましたが、設置要綱第5条第11項(4)②タクシー事業者につきましては、特定地域の指定を希望するタクシー車両数の合計が京葉地区内の協議会構成員であるタクシー事業者が配置する車両数1,890両の過半数を超えたので、特定地域について合意するとの判断となりました。

それでは、次に設置要綱第5条11項(4)③の議決の確認とさせていただきます。

設置要綱第4条第1項(1)関係地方団体の長又はその指名する者、(3)労働組合等、(4)地域住民、(6)JR東日本千葉支社総務部企画室長、(7)その他協議会が必要と認める者の構成員の皆様方に確認をさせていただきたいと思います。なお、本日欠席の構成員の方々につきましては、事前に会長一任との委任状を提出いただいておりますことをご報告いたします。

それでは特定地域の指定に関して、合意すると判断される構成員の方は、挙手をお願い致します。

事務局

<・・事務局で同意者及び数の確認・・>

榛澤会長

- ・合意されないと判断される構成員の方は、挙手をお願い致します。

事務局

<・・事務局で非同意者及び数の確認・・>

- ・全委員同意と確認いたしました。

榛澤会長

- ・ありがとうございました。先程の②タクシー事業者等と同様に、③タクシー事業者以外の構成員につきましても、同意するとの結果となりました。その結果を踏まえまして、私（協議会会長）と篠崎事務局長の判断でございますが、篠崎事務局長如何ですか。

篠崎事務局長

- ・同意致します。

榛澤会長

- ・私も同意との判断とさせていただきます。よって、当協議会としては「特定地域の指定」を希望することとなりましたので、当該結果につきまして、国土交通大臣あてに報告させて頂きました。

す。

次に、今後の流れにつきまして、千葉運輸支局及び事務局より説明をお願い致します。

尾崎首席

・それでは、支局より今後の流れについてご説明致します。本日の結果につきましては、事務局からの報告を受けまして、国土交通本省へ報告させていただきます。その後、日程は未定ですが、運輸審議会への諮問を行い、地域指定が妥当であるとの答申を得られた場合、国土交通大臣が特定地域として指定することになります。

指定された場合につきましては、第1回目となります特定地域協議会を開催していただき、設置要綱の承認や、新たな地域計画の作成に着手していただくことになります。以上です。

榛澤会長

・ありがとうございました。続いて事務局からお願ひいたします。

事務局

・ただいま千葉運輸支局よりご説明したとおり、特定地域に指定された場合につきましては、第1回目となります特定地域協議会を開催し、設置要綱の承認や、分科会の設置について、また、減車や営業方法の制限による供給輸送力の削減措置の計画、活性化策の計画などを盛り込んだ特定地域計画の作成に着手していくことになります。

榛澤会長

・ありがとうございました。最後にタクシー事業者を代表して篠崎事務局長より一言お願い致します。

篠崎事務局長

・当協議会の事務局長を努めさせて頂いております、千葉県タクシー協会の篠崎です。本日の協議会の決定につきまして、業界として一言、コメントさせて頂きます。

昨年につきましても、当地域は「改正タクシー特措法」の「特定地域候補」に指定されておりました。しかし、同法律成立の経緯や、その趣旨を踏まえつつも、特定地域に指定された場合の具体的な取り扱いや、供給輸送力の削減方法の制限等、制度面について不確定要素を考慮し、事業者の総意として指定を辞退するという選択を行いました。そして、引き続き「準特定地域」として、個々の事業者の自主的な努力によって、地域のタクシー事業の活性化、適正化に取り組んできたところでございます。

しかし残念ながら、営業関係の数値の改善が見られなかったことから、今年も、昨年に引き続き、再び「特定地域候補」に

指定され。その受入の可否について、本日「準特定地域協議会」で議論させて頂いたところでございます。

一方で、業界を取り巻く環境は、この一年で大きく変化して参りました。先ず、昨年「特定地域」の指定を受け入れ、先行して地域計画の策定に取り組んでいる地域においては、未だ「特定地域計画」の決定には至っていないものの、地域の事業者の話し合いの中から、一定の方向性が見えてきております。また、実効性に懸念のあった供給輸送力の削減方法についても、一定の条件を満たせば、営業制限の対象となる車両を一定期間抹消登録することが出来る等、コスト削減効果も期待出来る取扱が認められるようになってまいりました。更に、「自家用車ライドシェア」と称する「白タク行為」合法化の動きや、東京オリンピックを見据えた東京特別区等での「初乗り短縮運賃」導入へ向けた動き等、行政機関や議員の先生方、或いは乗務員の皆さんの協力を得ながら、業界全体で取り組んでいかなければならぬ問題も、急速に顕在化しております。

当協会と致しましても、この協議会に先立つ地域での説明会におきまして、今申し上げたような状況も含めて、会員事業者の皆様にご理解頂けるよう説明に努めてきたところでございます。そしてその上で、個々の事業者の意思を確認させて頂いた結果として、今回、当地域としては「特定地域」指定を受け入れ、地域のタクシー事業の適正化、活性化へ向けて、より踏み込んだ施策に取り組む事を選択致しました。

この結果につきましては、改めて地域の各事業者に周知させていただく事となります。今回この様な選択を行った上は、可及的速やかに実効性のある「特定地域計画」を策定し、地域の事業者の皆様の協力を得て、確実に実行に移してまいりたいと考えております。本日ご出席いただいた各方面の皆様には、今回の決定についてご理解をいただくとともに、地域のタクシー事業の適正化、活性化に向けて、引き続きご協力をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

榛澤会長

・ありがとうございました。特定地域指定された場合、速やかに特定地域計画の作成に向け検討を進めることになりますが、この法律においては特定地域でも適正化はもとより、活性化を両輪で進めることが重要であり、一日でも早く地域のタクシー事業が地域の公共交通機関としての機能を果たせるようにタクシー事業者はもとより関係の皆様のお力をお借りして参りたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

(4) その他

- |      |   |
|------|---|
| 榛澤会長 | ・ 次に議事（4）その他ですが、事務局から何かございますか。  |
| 事務局  | ・ 特定地域に指定された場合、榛澤会長と開催日程を協議のうえ、「第1回 特定地域協議会」を開催したいと考えております。委員の皆様には、改めましてご通知申し上げたいと思いますので引き続きどうぞよろしくお願ひ致します。以上でございます。  |
| 榛澤会長 | ・ 本日は長時間にわたり、活発なご議論を頂きまして誠にありがとうございました。それでは、議事進行を事務局にお返しします。  |
| 事務局  | ・ 榛澤会長、長時間にわたり議事の進行をお努めいただき、誠にありがとうございました。また、委員の皆様方には、業務ご多忙の中多数ご出席をいただき、長時間にわたり熱心なご議論をいただき、誠にありがとうございました。心より厚く御礼申し上げます。<br>それでは以上を持ちまして、「第4回 京葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会」を閉会と致します。 |

3. 閉 会

【配布資料】

議事次第

構成員名簿

委員出席者名簿

出席者席次表

資料 1 タクシー事業の現状について

資料 2 タクシー事業の適正化と活性化に係る改正特措法施行後の取組み状況について

資料 3-1 特定地域の指定について

資料 3-2 タクシー利用者の意向の把握等のアンケート調査結果について

参考資料

- ・ 準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について（公示）
- ・ 準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況の判断結果について（公示）

- ・準特定地域における適正と考えられる車両数について（公示）
- ・特定地域の指定基準等について（公示）
- ・京葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱

以上